

## 第3次名護市観光振興基本計画策定に向けた調査・検証業務に係るプロポーザル実施要項

### 1 目的

第3次名護市観光振興基本計画策定に向けた調査・検証業務（以下「本業務」という。）は基礎調査・内容検証に基づく新たな第3次名護市観光振興基本計画案及び成果指標案の策定までを行ない、令和7年度から基本計画施行・成果指標達成に向けた効果的な施策展開を具体化することで名護市観光産業の回復・発展を実現することを目的として行うものであり、この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務概要

名 称：第3次名護市観光振興基本計画策定に向けた調査・検証業務  
履 行 期 間：契約締結日から令和6年2月29日まで  
履 行 場 所：名護市内等  
委 託 上 限 額：9,563,895円（税込み価格）  
委 託 業 務 内 容：別紙仕様書によるものとする。

### 3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体の場合は、(1)を除き構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 過去5年以内（平成30年4月1日以降）に国・県・市町村等が発注した観光振興計画等の業務を受注し、適切に履行した実績を1件以上有していること。  
なお、当該計画等を受注した者からのアンケート調査及び印刷製本業務等の業務を一部委託された実績は含まない。

※共同企業体の場合は、申請代表者が実績を有すること。【様式6】業務実績表参照

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

(6) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

(7) 法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。

いこと。

(8) 共同企業体に係る留意点

- ① 共同企業体とは第3次名護市観光振興基本計画策定に向けた調査・検証業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本業務をその構成員が共同で行うものとする。
- ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本業務を適正に履行すること。
- ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状を構成員ごとに提出すること。）
- ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

スケジュールについては下記のとおりとする。ただし、（予定）となっているものについては、多少変更になる場合がある。

項目	期日又は期間
案件公表（公告）	令和5年5月30日（火）
質問書の提出期限	令和5年6月7日（水）正午必着
質問の回答	令和5年6月9日（金）
参加表明書の提出期限	令和5年6月12日（月）午後5時必着
参加資格確認結果通知	令和5年6月15日（木）
企画提案書類の提出期限	令和5年6月19日（月）午後5時必着
プレゼンテーション及びヒヤリングの実施	令和5年6月29日（木）（予定） （参加者が多い場合は予備日を設ける場合がある）
結果通知	令和5年7月4日（火）（予定）
契約予定時期	令和5年7月中旬（予定）

(2) 配布資料

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 辞退届【様式2】
- ③ 質問書【様式3】
- ④ 会社概要表【様式4】
- ⑤ 業務執行体制表【様式5】
- ⑥ 業務実績表【様式6】
- ⑦ 企画提案提出書【様式7】
- ⑧ 企画提案書【任意様式】

- ⑨ 参考見積書【任意様式】
- ⑩ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑪ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ
- ⑫ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）  
※各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

配布場所：名護市 地域経済部 観光課（担当：堰口）

※名護市ホームページ内より入手可。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和5年6月12日（月）午後5時必着

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル参加資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和5年6月15日（木）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後（6月22日（木））の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内（6月29日（木））に文書により回答するものとする。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式3】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和5年6月7日（水）正午必着

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内に質問者へメールより回答する。なお、質疑内容については、令和5年6月9日（金）に名護市ホームページにて公表する。

(6) 企画提案書類等の提出

企画提案資格者は、企画提案関係書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和5年6月19日（月）午後5時必着

② 企画提案書類等

別紙2「企画提案書類について」参照。

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着しなければならない。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和5年6月29日（木）とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション 20分

質疑応答 15分

合計 35分

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。

④ 説明内容については、提出した企画提案書をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。

⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。

⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。

② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「第3次名護市観光振興基本計画策定に向けた調査・検証業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点について」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおりを選定する。
- ④ 最低基準点は60点×出席委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本実施要項に違反した場合

## 7 契約の締結

### (1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

### (2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規定（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

### (3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、原則公開するものとする。

なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式2】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

## 9 問合せ先

名護市 地域経済部 観光課 観光計画係

住所：〒905-0014沖縄県名護市港二丁目1番1号

名護市民会館2階

電話番号：0980-53-5438（内線361） F A X：0980-53-5426

メールアドレス：kankou@city.nago.lg.jp

(要項 4(3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左2箇所ホッチキス留めとし、2部提出するものとする。

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書【様式1】※記名及び押印の上、提出すること	○
2	会社概要表【様式4】 ※記載は1頁以内 ※任意様式で組織図を添付すること	○
3	業務実績表【様式6】※業務の実績を証する書類（契約書等）の写しを添付すること。	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近1年分）（写し可）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市の法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の名護市税完納証明書 ※すべての名護市税が対象	△
(4)	沖縄県の法人事業税の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(5)	国税納税証明書 ※法人事業者は様式その3の3	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△
7	委任状【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ ※正本1部	△

※各証明書は3か月以内に発行されたものを提出すること。

※No.5(1)から(4)については、沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※共同企業体の場合、No.2、No.4及びNo.5は構成企業ごとに提出すること。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案提出書類の用紙の大きさはA 4 版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。
- ② 企画提案書を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、企画提案書に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。
- ③ 企画提案書はページごとに番号を付すること。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案提出書一式）：1部（片面印刷A 4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案提出書一式）：9部（両面印刷A 4フラットファイル綴じ）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案提出書【様式 7】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式 4】

ア 別紙 1「参加表明提出書類について」 (2) 2 同様

③ 業務執行体制表【様式 5】

④ 業務実績表【様式 6】

ア 別紙 1「参加表明提出書類について」 (2) 3 同様

⑤ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙 3 に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法、業務実施体制及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑥ 参考見積書（任意様式）

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスをつけること。また、①～⑥の順に通しでページ番号を付すこと。



(要項5③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

区分	評価項目	評価の着眼点	配点
①実績 (5点)	事業者の実績	過去5年以内に本業務と類似業務の実績があるか。	5
②企画提案 (70点)	現状認識	仕様書をふまえ、現状・課題認識、関連計画・指針との相関整理が的確な内容となっているか。	15
	プロセス	市場調査内容、手法には無理がなく、検証に十分なデータ量を取得できる内容であるか。	15
	充実度	基本計画案・成果指標案の提案について、環境変化をふまえた的確かつ実現性の高い内容となっているか。	15
	進捗管理方法	基本計画の進捗管理方法・管理体制について、提案が十分な内容となっており、市自ら検証可能なものとなっているか。	15
	独自性	本業務の付加価値を高める独自提案があるか。	10
③実施体制 (10点)	業務実施体制	十分な知見(経験)を有している者を配置し、適正な人員体制となっているか。	5
	スケジュール	スケジュールは明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容となっているか。	5
④プレゼン (10点)	プレゼンテーション及びヒヤリング	説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	10
⑤価格 (5点)	見積価格	5点×(最低見積額/自社の見積額) ※小数点以下切り捨てした数値とする。	5

満点：100

(要項5③関係)

別紙4

全委員の審査得点の合計が同点だった場合

(1) 最低基準点を越えた提案者のうち、委員の採点の高い提案者から順に順位を決定する。委員の採点が最も高い提案者を最優秀提案者として選定し、優先交渉者とする。

(2) (1)において最も高い採点と同じ提案者が2者以上いる場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の数が最も多い提案者を最優秀提案者に選定する。

(例1)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	85	505
イ社	85	75	95	90	80	80	505

※上記例1の場合、ア社の得点が高い委員が4人、イ社の得点が高い委員が2人となるため、ア社を最優先候補者とする。

(3) (2)において順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上いる場合は、各委員が1位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優秀提案者に選定する。

(例2)

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	75	80	505
イ社	85	70	95	90	80	85	505



	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員審査得点合計
ア社	90	80		95			265
イ社			95		80	85	260

※ア社を1位とした委員の合計点数が265点、イ社を1位とした委員の合計点数が260点となるため、ア社を最優先候補者とする。

(4) (3)において同点だった場合は、委員長の審査得点が高いものを最優先候補者とする。